

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年6月6日（金）午後2時30分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員48名

1 番 税所 史熙	2 番 福原 幸一	3 番 谷口 憲治
4 番 米村 昌昭	5 番 牛島 國廣	6 番 藤岡 照代
7 番 宮本 隆幸	8 番 林田 智博	9 番 角居 登
10 番 瀧口 幸司	11 番 森 日出輝	12 番 杉本 清和
13 番 村上 義博	14 番 網田 稔	15 番 村中 英次
16 番 南 順二	17 番 角田 一誠	18 番 嶋村 鎮雄
19 番 春口 豊徳	20 番 田中 求	21 番 山口 謙藏
22 番 松村造酒夫	23 番 梅田 義弘	24 番 清崎 勝矢
25 番 牛嶋 弘	26 番 渡辺 智明	27 番 麻生 隆弘
28 番 園田 操	29 番 村上 智弘	30 番 澤田 公俊
31 番 村上 正春	32 番 橋本 春利	33 番 馬原 清隆
34 番 一木 文雄	35 番 後藤 和則	36 番 北口 和皇
37 番 古川 盛康	38 番 吉田 一幸	39 番 榊永 築
40 番 西川 秀文	41 番 成松 道敏	43 番 杉浦 照雄
44 番 志柿 茂喜	45 番 内田 康喜	46 番 前田 道弘
47 番 藤本 照義	48 番 田上 義則	49 番 清田 政敏
50 番 上田 芳裕		

欠席委員 50 番 上田 芳裕

午後2時30分 開会

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第3回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。田植えの時期などで一番お忙しい中、総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また、今日の総会は、農地法で第1号議案から7号議案まであるわけでございますが、今日の議案がスムーズにいきますようよろしくお

願います。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名者に9番の角居登委員と10番の瀧口幸司委員、書記に西区分室の田上秀雄主任主事を指名いたします。よろしくお願いします。
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第11号議案の平成26年度下限面積の決定についてまで11件でございます。よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります前に、議案の訂正、取り下げなどがあるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の訂正と取り下げについてご説明いたします。議案書の別冊をお願いいたします。

まず議案の訂正です。第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の2ページをお願いいたします。2ページの6番の譲受人の資格という耕作面積の欄でございます。今は15, 785と記載されておりますけれども、これを5, 562平方メートルと訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続いて第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の20ページ以降に明細ということで記載いたしております。この中のお名前の一部が表示がされていないものがございます。これにつきましては、第6号議案の事務局説明の際あわせてご説明申し上げますのでよろしくお願いします。

訂正については以上でございます。

次に、取り下げでございます。まず第1号議案の農地法第3条の規定に基づく許可申請、7ページをお願いいたします。7ページの31番と32番、関連する2件でございますけれども、これが取り下げとなっております。31番と32番が取り下げです。

次に、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、10ページをお願いいたします。10ページの1番、申請人福間さんの分です。これが取り下げとなっております。4条、10ページ1番が取り下げでございます。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の11ページ、次のページになります。11ページの3番と4番、これら関連する2件、3番と4番が取り下げとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。15ページの22番

が取り下げでございます。

続きまして、16ページをお願いします。16ページの28番が取り下げとなっております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、31番と32番が取り下げとなりましたので32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番と2番につきましては、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、譲受人は専業農家で経営拡張のために農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は大豆を栽培されるということです。

先日の地区委員会で協議いたしましたところ、下限面積、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、1番から2番までご報告がございましたが、何かございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番です。譲受人が議席番号47番の藤本委員本人になっておりますので、農業委員会に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。藤本委員は3番の審議終了まで議会から退室していただきます。藤本委員、よろしく申し上げます。

(藤本委員 退室)

議長

では、続きまして、3番、お願いいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番の譲受人は専業農家で、白川河川激甚災害対策特別緊急工事に伴う用地買収後の残地を取得し、耕作面積の確保と圃場の区画整理を行うための申請です。申請地につきましては、許可後は米を作付されます。

以上、先の地区委員会で協議しましたところ、下限面積、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件に何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。それでは、藤本委員、入室をお願いします。

(藤本委員 入室)

議 長 それでは、続きまして、4番。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

4番から9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、果樹を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を栽培される計画です。

5番と6番は関連で、5番は経営拡張による使用賃借権の申請、6番は賃借権の申請です。譲受人は先月、独立就農の申請をされた方で、ミカンを栽培されている専業農家で、今回の申請地にもミカンを栽培される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている専業農家で、申請地にもミカンを栽培される計画です。

8番は、従弟への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている専業農家で、今回の申請地にも水稻を栽培される計

画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている専業農家で、申請地にも水稻を栽培される計画です。

以上、6件について協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より4番から9番まで報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、10番。

39番 榊永築委員

39番委員、榊永です。

10番から16番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番から13番は関連で、独立就農のための申請です。10番、11番は祖父及び父からの使用貸借、12番、13番は賃貸借によるものです。申請者は現在親元で農業に従事されていますが、今後は成年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを作られる予定です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンを作られる農家で、申請地にもミカンを作られる予定です。

15番も経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はイチゴ、レタスなどをつくられる専業農家で、申請地にはイチゴを作られる予定です。

16番は、同居の子へ贈与されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンを作られる予定です。

以上7件、このうち独立就農予定者には地区委員会へ出席を願い聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、7件いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より10番から16番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、17番。

4番 米村昌昭委員

4番委員です。

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付しており、許可後も申請地に露地野菜(ネギ)をつくられる予定です。

18番は経営拡張のための所有権移転をされる申請です。申請人は兼農で主に露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜(キャベツ)を作られる予定です。

19番も経営拡張のための所有権移転をされる申請です。申請人は兼農で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作付される予定です。

20番は、経営拡張のための親子間による賃貸借権設定の申請です。申請人は農家で主に施設園芸をされており、許可後も申請地に施設園芸のトマトを栽培される予定です。

以上4件について先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より17番から20番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

8番 林田智博委員

8番委員。

21番と22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

21番は、譲受人が借入地の所有権を取得する申請です。譲受人は米とタマネギを作付されており、許可後はタマネギを作られます。

22番につきましては、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は米を作付されており、許可後も米を作られる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、地元委員より21番から22番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

31番 村上正春委員

31番委員。

23番から30番について、地区委員会での協議状況を報告します。

23番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。許可後は水稲の作付けをされます。

24番から28番は関連です。譲受人が西環状道路用地として収用される農地の代替として取得される申請です。許可後は施設野菜、水稲の作付けをされます。

29番は、譲受人が耕作の便宜上、農地を取得される申請です。申請地は、国道3号線のバイパス予定地として収用された残地が不整形な農地となったため、隣接している譲受人が取得されるもので、許可後は露地野菜を作付される予定です。

30番は、譲受人が耕作の便宜上、農地を取得される申請です。申請地は、周囲を譲受人の自宅ほか宅地に取り囲まれているため、譲受人が取得されるものです。許可後は露地野菜を作付される予定です。

以上8件について検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、地元委員より23番から30番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番でございます。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

33番から34番について、地区委員会での協議状況を報告します。

33番は、子への贈与申請です。申請人は露地野菜をつくられている専業農家で、取得後も露地野菜を作付される予定です。

34番は、経営拡張のため農地を取得される申請です。譲受人は水稲と施設野菜をつくっておられる農家で、取得後は水稲を作られる予定です。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、地元委員より33番から34番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）3件でございます。

地元委員のご報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いいたします。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

1番の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願い出人の方へは先日の地区委員会に出席を願い、現在の耕作状況、取得後の作付け予定作物などについて聞き取り調査を行いました。1番の願い出人の方は水稲と露地野菜を栽培されている専業農家で、取得後は水稲を栽培される予定です。

以上1件、先の地区委員会での聞き取り調査により協議、検討の結果、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、競売買受適格証明の交付については問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。
続きまして、2番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は耕作目的による買受適格証明願です。願い出人は年金受給者であり、ことし2月に5条転用により農地の売買をされた関係で、今回それ以上の農地購入をするために申請されたものです。申請人は主に施設園芸をされており、この競売地では施設園芸をされる計画です。

3番も耕作目的による買受適格証明願です。願い出人は経営拡張を目的に申請されたもので、主に施設園芸をされており、この競売地では施設園芸をされる計画です。

以上2件、地区委員会で慎重に検討した結果、これらの願い出人を適格者であると判断しました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。なお、願い出人が最高価格申受人となられた場合に農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第3号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願ひいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

この案件につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

これは当初申請者が、建売住宅建設の計画をされて平成26年1月9日に転用許可を受けられましたが、買い手の1人が2区画の購入1棟建設を要望されたため、当初13区画で13棟の建売住宅建設の予定が、12区画に12棟の建売住宅建設に変更されたものです。事業面積などの変更はありません。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発景観課への事前審査の申請もされております。工事期間は平成26年1月15日から平成27年3月31日までの約1年2ヶ月間を予定されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し慎重に検討した結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、1番が取り下げになりましたので3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、2番、お願いいたします。

3 2 橋本春利委員

3 2 番委員の橋本でございます。

2 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 番は個人住宅建築のための所有権転用申請です。申請人は小島5丁目に現在借家住まいをされている方です。昨年子供ができて現在の住まいでは手狭のため住宅の新築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ha以上の広がり、営農条件から1種農地と思われ、1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、許可の例外規定の集落に接続して建設される500平方メートル以下の個人住宅に該当するものです。土地利用面積は宅地459.92平方メートル、道路214.79平方メートルです。資金計画については全て融資で賄われ、融資証明が添付されております。周囲の状況は、北側は市道、南側は水路で、東側と西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。また、申請地は一部無断転用され通路として利用されており、今後はこのようなことがないように深く反省されており始末書が提出されております。開発許可も条件とな

りますが、同時に申請中とのこと。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、3番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

3番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、宅地拡張のための申請です。申請地は昭和39年に建築した住宅の宅地拡張が昭和53年になされておりました。申請地は申請者の母が居住しており病院通いしている状態です。申請地は、天明総合出張所からおおむね500m以内に位置するため2種農地と判断されます。転用面積は241平方メートルで、家屋、庭、駐車場としての利用を計画されており適正な面積ではないかと判断されます。周囲の状況、隣接同意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。また、申請者は法的手続を怠ったことを深く反省され始末書が提出されております。

先日の地区委員会において現地調査確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺の農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、4番。

26 渡辺智明委員

26番委員です。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、宅地拡張の申請です。申請地は、昭和30年ごろ申請者の親が農家住宅を建設され、隣接の所有地にまたがって建てられています。当時転用許可を得られていなかったものです。昭和61年に申請人が相続で土地の取得をされましたが、気づかず、今回顛末書を添えて転用申請をされたものです。農地区分は10ha以上の広がりのある1種農地と判断されますが、集落に接続し、不許可の例外に該当すると判断されます。申請地の周囲は、東側は自己所有の農地、西側は公衆道路、南側は自己所有の宅地、北側は農地で、同意書があります。転用面積については、母屋、納屋、車庫、物置があり必要な面積と判断されます。排水同意も添付されています。

以上、先日の地区委員会において現地調査確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、3番、4番、22番及び28番が取り下げとなりましたので27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番から8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、不動産の売買等を営む法人が、農地を取得して建売住宅へ転用される申請です。農地区分は、生産性の低い小集団での農地である第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建売住宅11棟の建築と道路を新設される計画で、転用面積といたしましては適当な面積と判断されます。給排水計画につきましても問題はなく、土地改良区の意見書が添付されてお

ります。資金につきましては計画を賄う額の証明書が提出されております。開発許可が必要ですが、同時に申請中とのことです。工事完了は平成26年6月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認いたしております。

5番から7番につきましても関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を取得し建売住宅へ転用される申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内です。土地利用計画は、建売住宅10棟の建築と道路、公園等を整備し利用される計画で、転用面積といたしましては適当な面積と判断されます。給排水計画につきましては問題なく、地元農区長からの排水同意書及び土地改良区の意見書も添付されております。資金につきましては計画を賄う額の証明書が提出されております。開発許可が必要ですが、同時に手続中とのことです。工事完了は平成28年6月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認いたしております。

最後に8番です。8番は宅地拡張のため農地を取得する転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、既存施設の拡張であることから不許可の例外に該当するものと判断されます。申請地は違反転用地であり、既に駐車場2台のスペース分として利用されているため資金は発生いたしません。譲渡人から深く反省する旨の始末書も提出されており、現地調査の結果、追認はやむを得ないとの協議結果でございました。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より1番、2番。3番、4番は取り下げでございます。5、6、7、8番まででございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、9番。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

9番から11番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報

告いたします。

9番は、土木工事の設計・施工を営む法人が、農地を取得し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は、山砂、碎石、型枠等の資材置場として利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。排水計画につきましては雨水のみで問題はありません。資金については計画を賄う額の証明書が提出されております。工事完了は平成26年7月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

続きまして、10番は、建築業を営む申請人が、資材置場への所有権移転の転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。申請地は違反転用地であるため、配管、パレット、看板等の資材置場として既に利用されており、資金は発生しません。また、譲渡人より深く反省する旨の始末書が提出されており、追認はやむを得ないとの協議結果でした。

最後に11番です。11番は申請人が農地を取得し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管を埋設する道路の沿道であり、かつ500m以内に小・中学校があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟を建築し利用される計画で、転用面積としては適正な面積であると判断されます。給排水計画につきましては、上下水道の利用であり問題はありません。資金につきましては計画を賄う額の証明書が提出されております。開発許可が必要ですが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年6月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会において現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、12番。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

12番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、駐車場への転用で賃借権設定の申請です。申請人は九州産交整備株式会社さんで、現在は自動車のメンテナンス及び中古車販売を行われており、事業敷地内に社員駐車場がありますが、自動車整備等の作業スペースが限られており、申請地へ社員駐車場を移し作業の安全を確保したいとのことで計画されました。事業面積は704平方メートルです。農地区分は10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断しました。資金計画につきましては全て自己資金で賄われ、残高証明が添付されております。周囲の状況としては農地はありません。

13番から18番は関連で、建売住宅7棟建築のための所有権移転の申請です。申請人は株式会社九建ホームさんで、申請地を含む周辺の住宅需要が多く、今まで宅地化できる土地が少なく、今回の申請地を選定されました。この地区に入居したい方々には住宅として提供できる貴重な土地であることから、計画をされたとのことです。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断しました。資金計画は自己資金で賄われ残高証明が添付されております。周囲の状況は南側に畑がありますが、所有者からは同意が得られております。また、開発許可が条件となりますが、同時に申請中とのことです。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より12番から18番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

 続きます、19番。

4番 米村昌昭委員

 4番委員、米村です。

 19番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

 19番は、申請人が建売住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請地の周囲は宅地化が進み、学校、病院な

どが近く利便性の多い住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請人の転用計画は、総事業計画面積726平方メートル、建売住宅3棟建設の中で、田1筆254平方メートルに木造2階建て52.17平方メートルの建売住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。ただ、事前に盛土や擁壁工事がされていたため指導により擁壁の撤去が行われ、また、深く反省されて始末書の提出もされております。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年7月1日から平成27年12月31日までの約1年6ヶ月間を予定されております。

20番は、農業用資材置場及び駐車場設置のため使用貸借権設定を申請されるものです。農地区分は上下水道管が埋設する道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に複数の教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。申請人は、現在自宅の敷地形状が歪で作業スペースが不足し、農機具及び作業車の搬入・搬出、駐車等が困難であり、作業効率、利便性を高めるため、隣接するこの土地を資材置場及び駐車場として選定されたものです。転用計画は、田1筆336平方メートルに農業資材置場と農作業用のトラクター2台の駐車場を設置するものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成26年7月15日から平成26年8月30日までの約1ヶ月半を予定されております。

21番は、申請人が個人住宅建設のため、親子間による使用貸借権の設定をされるものです。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団農地内で、第1種農地と判断され原則不許可です。集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当すると判断しました。また、集落内開発制度指定区域内でもあり、農地を分断する転用ではありません。申請人は現在実家住まいであり、子供の成長に伴い年々手狭になってきたため持ち家を計画され、実家に隣接し静かでよい住環境であるとしてこの土地を選定されたものです。転用計画は、田1筆335平方メートル、木造2階建てで、建築面積73平方メートルの個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいて問題はありませんが、農地法の規定を知らず事前に敷地の埋め立てが行われており、それを深く反省され始末書の提出がなされております。開発申請許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、許可日から平成27年3月31日までの約9ヶ月間を予定されております。

以上3件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものであると協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、19番から21番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　22番は取り下げ。

　　23番。

33番 馬原清隆委員

　　33番委員。

　　23番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　23番は、個人住宅を建築するための所有権移転による転用申請です。譲受人は、自分が居住している住宅は老朽化しており、生まれ育った天明地区内に居住を続けたいということから選定されました。申請地は、集落内開発制度指定区域内で10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものにあたるため、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。転用面積が妥当であるかについては、木造平屋建て1棟、建築面積120.03平方メートルから成り、適正な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況、隣接同意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。また、転用許可以外に開発許可が必要になりますが、開発景観課からの事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、平成26年7月1日から平成27年4月30日までの10ヶ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

　　24番も個人住宅を建築するための義祖父からの使用貸借権設定による転用申請です。借人は、申請地が妻の実家に隣接しており環境面、交通面でも恵まれていることから選定されました。申請地は集落内開発制度指定区域内で、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものにあたるため、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造2階建て、建築面積69.54平方メートルからなり、総事業面積382.92平方メートル、内転用面積219.30平方メートルで、妥当な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況、隣接同意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。また、転用許可以外に開発許可が必要になりますが、開発景観課にも申請中と伺っております。工事計画は、平成26年7

月10日から平成27年3月28日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

25番は、宅地拡張のための所有権移転による転用申請です。譲受人は以前より宅地として利用しており、駐車スペースの一部として利用しております。申請地は、10ha以上の農地の広がりがなく生産性の低い2種農地と判断されます。周囲の状況、隣接同意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。譲受人は既に申請地を宅地の一部として利用しており、法的手続を怠っていたことを深く反省され始末書が添付されております。

以上3件、先日の地区委員会において本人立会いのもと現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、23番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、26番。

2番 福原幸一委員

2番委員。

26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、譲受人の会社が駐車場として所有権移転する転用許可申請です。申請地は会社工場敷地に隣接し、職員用駐車場として利用の便がいため選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡張に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、職員用駐車場52台分で、転用面積1,510m²で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年7月1日から9月1日までの2ヶ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、27番。

14番 網田稔委員

14番委員。

27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、賃貸借権設定による太陽光発電のための転用許可申請です。申請地は、農地区分は10ha未満の広りのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は事業計画面積6,655平方メートルで、太陽光パネル2,128枚、発電容量532kwの能力です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。工事計画は、平成26年6月30日から平成27年3月31日までの9ヶ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
28番は取り下げですから、29番。

31番 村上正春委員

31番委員。

29番から31番について、地区委員会での協議状況を報告します。

29番は、譲受人が、妻の父より農地を使用貸借し個人住宅の建築をされる転用許可申請です。申請地は、先日の現地調査で確認しましたが、広りのない10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請人は現在市営住宅にお住まいですが、お子さんの成長で手狭となったため、父親の農業も手伝っておられるため、実家近くの申請地に住宅を計画されるものです。計画を賄う融資証明の提出もあります。

工期も許可後平成26年12月末までで適切な工事期間で、転用面積も妥当ではないかと判断されます。集落内開発制度指定区域内の農地で開発許可が必要ですが、協議も進められております。周囲に接する農地は貸人の農地のみです。雨水の排水について排水同意は得られております。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路に放出されます。

30番、31番は関連で、借受人の法人が、申請地に地上権を設定し太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先月申請のあった農地の隣接地で、地区委員会によって確認しましたが、昭和38年ごろ九州縦貫自動車道建設工事のために必要な土砂を採取された山林跡地を地権者組合が販売した土砂代金にて換地整備されたもので、10ha未満の小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。借人は、太陽光発電による売電を目的とした法人で、平坦で太陽光発電に適した申請地に計画申請されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後から平成26年9月末までとなっておりますので妥当でないかと判断されます。また、費用は融資で賄われますが、賄う額の融資証明が添付されております。現在の周囲は道路に囲まれて接する農地はありません。雨水の処理は敷地内地下浸透処理、オーバーフロー分は既存の排水路に放出される計画です。排水同意も得られております。生活雑排水は発生しません。

以上3件、先日の地区委員会において現地調査、協議の結果、転用許可基準に満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より29番から31番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、6号議案でございます。この件につきましては事務局より内容のご説明をお願いいたします。

事務局 　　第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(3号)です。

説明の前に、お手元にお配りしました別紙、正誤表をごらんください。こちらは人名漢字がうまく表記できずに黒い点となってしまったところを訂正するものでございます。全部で11件ございまして、一

番右の正しいという漢字が書いてある欄のほうが正しい表記となっております。後ほどご訂正よろしくお願いいたします。

第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から22ページの12番までの合計12件でございます。1番から4番及び6番から7番が公社からの買い取り、5番が公社への売り渡し、8番から12番が相対による売買です。面積は、12件合わせまして、田1万1,272平方メートル、畑1万3,583.30平方メートルの合計2万4,855.30平方メートルで、売買価格は備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細22ページの13番から35ページの40番までで、貸し手25名、借り手24名の件数28件です。契約期間別では、6年未満が15件、10年以上が13件で、面積は28件合わせまして、田11万3,235平方メートル、畑4万5,486.36平方メートルの合計15万8,721.36平方メートルとなっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細36ページの41番から37ページの46番までで、貸し手6名、借り手6名の件数6件です。契約期間別では、全て6年未満で、面積は6件合わせまして、田1万3,941平方メートル、畑6,832平方メートルの合計2万773平方メートルとなっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び飼料作物です。

次に、利用権移転です。こちらは明細37ページの47番から39ページの50番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数4件になります。契約期間別では、6年未満1件、10年以上3件で、面積は4件合わせまして、田1万3,310平方メートル、畑942平方メートルの合計1万4,252平方メートルです。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細39ページの51番から40ページの57番までが、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借上7件で、明細41ページの58番から42ページの64番が、借り上げた同時の転貸7件です。契約期間は6年未満6件、6年以上10年未満1件で、面積は7件合わせまして、田9,286平方メートル、畑8,818平方メートルの合計1万8,104平方メートルとなっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては大豆、麦、水稻、露地野菜及び施設野菜です。

以上、1番から64番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、参加資格については地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

26 渡辺智明委員

26番委員です。

1番について、地区委員会で協議状況をご報告します。

　　県営平野地区土地改良事業に伴う参加資格の証明願い出です。先日の地区委員会におきまして受益地及び参加資格者名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案についてでございます。

両面印刷の1枚物の資料をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。この改正案の内容は資料の裏面でお示しております。こちらは条例の別表の第9選挙区の部分でございます。左側が改正案となっております。植木町米塚の後に泗水町南田島を追加するものでございます。

この改正理由といたしましては、熊本市と菊池市の境界線付近で圃場整備が実施されております。この圃場整備事業の実施に伴いまして境界線も変更されます。この変更により泗水町南田島が含まれるものでございます。来年4月に換地も実施されまして、この南田島の地域は植木町平井に含まれることとなります。この境界線の変更によりまして本市の面積が変更になることはございません。菊池市との約3,000平方メートルの土地の交換となっております。

以上で8号議案について説明は終わります。

議長 ただいま、事務局より、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案についての説明がありました。何か質問等ございませんか。

一同 なし。

議長 それでは、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について、承認することにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、第8号議案、熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正案について、事務局説明のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第9号議案、平成25年度事業報告について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 9号議案でございます。このピンクの冊子がございますけれども、ピンクの冊子をごらんいただけますか。事業内容について25年度事業報告という形でまとめております。4ページをお開きください。4ページに25年度に取り組んだ事業の内容を書いております。全部読むのは大変ですので、抜粋して読み上げさせていただきます。

25年度の国の動きといたしましては、農地の集積バンクと称される農地中間管理機構の設置がありまして、12月に農地中間管理機構事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法等の一部改正という法律が成立になったことと、これらの改正に伴いまして、農地の集積というのがどのように変わっていくかというのが、注目されているというようなことを書いております。今後この機構に関する部分については、研修会等で機構の制度について説明会あたりを開催したいと考えております。

そして、25年度の本市の農業委員会につきましては、25年度全13回の総会を開催するなど、24年度から設置しました60名の調査員とともに、農業の発展に向けたさまざまな活動に取り組んでおるということを書いております。それとの中の1つとして2つの専門委員会を設けまして、農業振興専門委員会で農業の担い手の対策をしていただく。また、農業者年金加入推進専門委員会においては、農業者年金の加入推進についてさまざまな活動を行ったということでございます。

このほかにも遊休農地対策といたしまして西区ではタマネギとジャガイモ、北区ではサツマイモと、いろいろな作付けをいたしまして、収穫の際には、地域の小学校や保育園児にも参加していただきまして収穫の農業体験を実施するなど、学校給食の食材に活用するというような市民と一体となった取り組みを、農業委員会が農地の売買や転用の審査だけではなく、耕作放棄地や食の安全・安心対策にも取り組んでいるということを記載させていただいております。

次のページでございます。次のページは農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務ということですので。法に定められた事業ということですので。会議の開催ということで総会の部分を書いております。総会は月に1回でございますけれども、7ページの一番下に、1月28日に農業委員の選挙人名簿の登録申請に対する審査ということで委員会が追加されまして、合計13回の開催となっております。

次に、8ページでございます。(イ)の役員会、農政協議会、地区委員会、これは9地区にわたる地区委員会でございます。等々の委員会を開催されております。

9ページの大きな(2)、農地法の許認可業務ということでございます。農地法第3条、農地法第4条、5条に基づく農地の転用の許可の申請でございます。これは各表のとおりの実績を上げております。

次は10ページでございます。農業経営基盤強化促進事業ということで、農地のあっせん、これは各農区ごとの表を作成しております。現在3,003名、農地のあっせん、譲受の候補者として確認しております。これは24年度が2,983名という形になっております。

11ページの(イ)のほうに認定農業者、これも同じく各農区ごと

に集計されております。合計の1, 615という形に経営団体が認定されております。

次は12ページでございます。農業生産法人でございます。12から13ページにかけて一覧表をつけております。前年度は46件でございますので、それから今年度53件という形に増加しております。

13ページの(4)番でございます。農地保有合理化促進事業でございます。農業経営基盤強化法に基づきまして農地の売買とかを実施している、その契約の申請の手續に係る事業をいたした形でございます。件数については34件で下の表のとおりでございます。

次が14ページでございます。(5)番の農業経営基盤強化措置特別会計事業、(6)番の租税特別措置法関係業務につきましても、以下のような業務を行っております。

(7)番が証明書発行業務でございます。これは各分室、東区の農業振興課のほうで証明書の発行を行っている部分でございます。合計で553件の証明を発行いたしております。

(8)番が農業者年金業務ということで、大きい(ア)の加入推進と制度の周知の徹底、それと(イ)の年金受給者の組織の育成ということで、大きな課題としまして取り組んでおります。取り組みの状況は16、17ページに記載しております。

次が18ページでございます。この部分は農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務でございます。これは法に基づく任意の業務というような捉え方になっております。(1)番の農地の無断転用防止事業、(2)番の担い手農地情報活用事業、そういう形で転用の防止、それと担い手の促進ということで、農用地の利用集積等を図るという形で活動を進めておりまして、25年度の担い手、農地集約の目標面積は、153haに対しまして195haの集約面積を達成したという形で、以下20ページにかけまして実績を記載しております。

21ページをお願いいたします。農業振興活動事業といたしまして専門委員会活動ということになっております。農業振興専門委員会と農業者年金加入推進専門委員会という形で2つの専門委員会の活動をいたしまして、記載の事業を行っております。

(4)番が情報宣伝活動ということで、農業委員会だより、25年12月発行で1万4,000部と、市政だよりによる啓発の宣伝ということで、情報宣伝活動に取り組んでおります。

続きまして、22ページでございます。研修会及び諸会議等の開催ということで、(ア)といたしまして農業委員の先進地視察研修会、1月23、24日にかけて長崎市のほうに視察に参っております。

(イ)といたしまして女性農業委員の研修会ということで、10月に福岡市、3月には東京のほうでシンポジウムを開くというような形の研修会に参加されております。そういった先進地視察等の記載をして

おります。後でござらんいただければと思います。

続きまして、24ページをお願いいたします。農業委員会法第6条第3項に基づく業務ということで記載しております。耕作放棄地の解消に向けた取り組みということで2つの事業をとり行っております。

次は、25ページでございます。これは平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、案という形になっております。これは25年度に事業を行った部分についていろいろな評価を加えていることと、ここを案としておりますのは、総会后ご承認いただきましたら国のほうに、この形で報告するというところで考えております。大きなところといたしましては、I番の法令事務に関する点検ということで、総会等の開催とか議事録の作成について評価しております。

(1)番、総会の開催日を周知しているかということでございます。これは周知しております。(2)番の総会等の議事録の作製というのも基本的には作製していると、(3)番の議事録の内容、詳細なものを作製しているということで評価しております。議事録の公表についても公表しております。

次は26ページでございます。大きな2番として事務に関する点検ということで、農地法第3条に基づく許認可事務、1年間の件数について報告しております。1年間の処理件数といたしまして504件、うち許可が503件で不許可が1件ということで、関連する実績を掲載しております。

飛びまして29ページをお願いいたします。次の報告の中での大きな2番でございます。法令事務として、これは実際に立てました目標とか計画に対して実績を記載するというような形での評価方法でございます。1番のほうの管内の農地面積は1万1,850ha、その分に対して遊休農地面積というのが204haということで、1.72%ということになっております。25年度の目標という形で、目標としては85haということで、遊休農地の解消に向けて取り組もうということで考えておりましたけれども、実績のほうは46haで、達成状況としては54%という形で評価をしております。それ以降は目標の達成に向けた活動の内容について報告をするような形になっております。

次の30ページでございます。促進等事務に関する評価ということで第3の大きな項目になっております。認定農業者等担い手の育成及び確保ということで、目標数値としては(2)番の表にありますように、25年度の目標及び実績という形で認定農業者を、目標としては35経営体ということで考えておりましたけれども、実績としては40経営体と、達成率としては114%の達成率だと、(3)番には達成に向けた活動内容について書いております。

31 ページ、担い手への農地の利用集積ということで、担い手に対する集積面積の目標値を掲げております。(2) 番目に平成25年度の目標及び実績ということで、目標は153haということで集積の面積を計画しておりましたけれども、実績としては195ha、達成率といたしましては127%、以下、(3) 番、(4) 番に目標達成に向けた活動内容について記載しております。

次が、32 ページでございます。違反転用への適正な対応ということで、管内の面積に対する違反転用面積が実績的には16.6haということで、25年度の達成に向けて違反転用の改善に向けて取り組んだ目標は、0.8haということでございましたけれども、実績といたしましては2.6haの改善がなされたと、目標の達成状況としては325%という形で、かなりの率で達成されているということになります。以下、同じように(3) 番、(4) 番で目標達成に対する活動、その評価について記載しております。

この評価全体につきましては、先ほど申しましたように、総会の承認をいただきまして国のほうへの報告にすることにしております。

以上で、第9号議案の説明を終わります。早口で申しわけございませんでした。

議長 長 ただいま、事務局より第9号議案、平成25年度事業報告について説明がありました。何か質問等ございませんか。

一 同 なし。

議長 長 何もなければ、第9号議案、平成25年度事業報告について承認することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということでございますので、第9号議案、平成25年度事業報告については、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、第10号議案、平成26年度事業計画(案)について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、第10号議案でございます。33ページをお願いします。第10号議案、平成26年度事業計画(案)についてご説明をいたします。

あけていただきまして34ページをお願いします。26年度の事業

方針についてでございます。簡単に方針について述べさせていただきます。まず国の動きですけれども、昨年12月に農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させるという目標を目指して、農林水産業・地域の活力創造プランの取りまとめをされております。このプランの基本方向を踏まえて、食料・農業・農村基本計画というのがありますけれども、その見直しも今後始まってまいります。

そのような中ですけれども、農地の利用について先ほどありましたように、今後10年間で担い手による農地利用が全体の8割の利用効率になるようにということで、そういう農業の構造を実現しましょうということで昨年12月、農地中間管理機構等の関連法案あたりが成立いたしました。今後農地の利用効率を高めるために集約化を図る、そんな体制整備が進められてくるというふうに思います。県の農業公社にも中間管理機構というのがもう設置されておりますので、その辺について体制が整備されているところでございます。

この新しい動きが活発化する中農業委員会で何かしらの、1番には農業委員一人一人がそれぞれの地域の抱える課題、問題を、みずからの問題といたしまして、そういうふうにして地域のリーダーとしての役割それから責任を担って、農家の負託に応えていくことが必要ではないかというふうなことを記載しております。

また、農業者を初め市民にとってより身近な農業委員会としての整備を進めるために、平成18年には農地法第3条の事務の権限移譲を受けておりますし、さらに政令指定都市移行を契機に農地法第4条、それから5条に規定された農地転用の許可、それから協議に関する事務についても権限移譲を受けております。こんな許可事務の権限移譲を受けて事務の迅速化・簡素化により、今後とも権限移譲が市民サービスの向上になるようにさらに検討していくことが、大事なことかなというふうなことで記載させていただいているところでございます。

それから農業委員会としてこのような法令事務を適切に判断していくことはもちろんでございますけれども、もう一つの大きな柱としているのが耕作放棄地の解消であります。耕作放棄地につきましては、地域環境の保全、それから農地の確保という点で、ますます今後重要になってくる課題でありますので、今現在は国や県の補助制度の活用、それから先ほど報告にもありましたようにタマネギとかジャガイモを、それから子供たちによる収穫体験、そんなことで進歩的な取り組みによってPRをしながら解消に努めております。そんなことで、今後ともそういうのを継続していくことが大事かなというふうに記載させてもらっています。

今後、農業委員会としては、そのような中間管理機構の関連法など新たな法律ができてきました。これにも対応しつつ、農業者の公的代表機関として地域に根差した活動をさらに強化し、農業と地域の発展

に寄与して努力していくことが大事であるというようなことを、書かせていただいているのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上が事業方針でございます。

以下、事業概要がありますけれども、それについては、担当のほうから説明を行わせますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

事務局

続きまして、事業の内容をご説明いたします。ページ36ページになります。

まず農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務といたしまして、会議の開催、下記の会議を開催いたします。農地法の規定に基づく許可申請の審議を初めとする法令業務、事業報告及び事業計画について協議・決定を行う総会、総会に付議する議案等や会長が必要と認める事項の検討協議を行う役員会、農業委員の資質の向上を図る農政協議会、総会に付議する議案の事前調査を行う地区委員会、耕作放棄地解消など農地と担い手対策の検討協議を行う農業振興専門委員会、農業者年金の普及推進を図る農業者年金加入推進専門委員会、こちらの会議を開催いたします。

続きまして、農地法の許認可業務といたしまして、農地法3条許可申請につきましては申請書記載事項及び添付書類を審査いたしまして、こちらが第3条の各号に該当しないかを判定して適正な事務処理を行ってまいります。農地法第4条及び5条の許可申請につきましては、法令上の規定により申請書記載事項につき検討するとともに調査を行いまして、適正な事務処理を行います。また、農地転用許可後の計画に基づく転用目的の推進、そして農地法の励行を行ってまいります。また、農地法4条、5条の転用届出につきましては、法令に基づき適正かつ迅速に事務処理を行ってまいります。

続きまして、農業経営基盤強化促進事業です。こちらは農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、基本構想を作成いたしまして、農地利用集積円滑化事業を積極的に活用いたします。また、農業経営基盤の強化と効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の面的集積を図ってまいります。また、国有農地についての確認、管理処分、そして開拓財産調査を行う農業経営基盤強化措置特別会計事業も行ってまいります。重ねて、農地法に係る農地等の利用関係をめぐる問題について調整を行います農地調整事務処理事業も進めてまいります。

相続税・贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予の適格者証明交付、こちらのほう適格証明書、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します租税特別措置法等業務も行ってまいります。また、農地法に係る各種の証明につきましての証明発行業務を進めてまいります。

農業者年金業務におきましては、25年度から始まりました第3期の中期目標ということで、また5ヶ年計画が始まっておりまして、こちらのほうに基づきまして新規加入の目標を目指しまして、加入推進部長9名を中心に加入推進班を主体として推進を図ってまいります。

続きまして、次のページ、38ページです。こちらの行う業務といたしましては、制度普及に関しましての加入推進活動、経営移譲年金、特例付加年金に関する相談指導、あと農業者年金受給者組織の充実、そして農業者年金の相談といったようなことを掲げております。

続きまして、2番、農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務についてご説明いたします。まず無断転用防止について、農地パトロールによる監視体制の強化によって是正指導を行います農地無断転用防止事業、また、地域の世話役活動を通じた認定農家及び志向農家の担い手の育成を目指します担い手育成支援事業、そして専門委員会活動といたしまして農業振興専門委員会での担い手育成、耕作放棄地解消、農業振興、こちらにも取り組んでまいります。また、農業者年金加入推進専門委員会では、農業者の老後生活の安定、福祉の向上を図る新年金の普及、啓発活動を進めてまいります。また、情報宣伝活動といたしましては、農業委員会だよりの発行、市政だよりの啓発、ホームページの充実、全国農業新聞の普及啓発、全農図書のある等々の情報宣伝活動も進めてまいります。

続きまして、40ページです。研修及び先進地視察ということで、こちらは農業委員会業務・法令研修の実施、委員の先進地視察研修の実施、その他、県及び農業会議等が実施する研修会への参加という研修及び先進地視察事業も進めてまいります。

また、調査事業といたしまして、田畑売買価格等に関する調査、農作業労賃等に関する調査等、各種調査を実施してまいります。

続きまして、3番、農業委員会法第6条第3項に基づく業務といたしまして、本市農業を取り巻く厳しい状況を踏まえての、委員の意見を取りまとめた市長への建議ということで、市長への建議活動も進めてまいります。

事務局

それでは、続きまして、資料の41ページをごらんください。こちらは平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。1番が法令事務で遊休農地に関する措置です。上の1番の表で現状と課題をお示ししております。下の2番の表で平成26年度の活動計画をお示ししております。26年度も25年度同様の解消を目標としております。

続きまして、42ページをごらんください。促進等事務といたしまして、認定農業者等担い手の育成及び確保についてです。上の表(1)が現状と課題をお示ししております。課題としましては、26年度も

認定農業者や新規農業者への支援をさらに進める必要があるとしております。下の表（２）には、２６年度の目標と計画案といたしまして担い手協議会の目標と同一としてしております。認定農業者２４経営体を増やすという目標を掲げております。

続きまして、４３ページをごらんください。担い手への農地の利用集積についてですが、上の表が同じように現状と課題、下の（２）の表が目標となっております。２６年度につきましましては、熊本市第６次総合計画の目標に基づきまして、１４０haという目標値を掲げているところでございます。

続きまして、４４ページをごらんください。こちらでは違反転用への適正な対応についてお示ししております。２６年度の活動計画としましては、地区委員会で現地指導を実施するという計画でございます。

平成２６年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については、以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局から、第１０号議案、平成２６年度事業計画（案）について説明がありました。質問等何かございませんか。

（議案に対する質問等なし）

それでは、第１０号議案、平成２６年度事業計画（案）について、承認することに異議ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第１０号議案、平成２６年度事業計画（案）について、承認することに決定いたします。

次に、第１１号議案、平成２６年度下限面積の決定について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　第１１号議案、平成２６年度下限面積の決定についてです。

こちらは毎年、農地法３条の規定に基づきまして皆様で検討いたしましたので、こちらのほうの案件となっております。こちらは熊本市農業委員会といたしましては、農地法第３条第２項第５号の別段面積というのは今設定しておりません。こちらのほうが現状では農地法２０条の別段面積の基準をまだ満たしておりません。したがいまして今回も５０aということで別段面積も設定しないということで、こちらのほうも検討しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局から第１１号議案、平成２６年度下限面積の決定

について説明がありました。これに何か質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、第11号議案、平成26年度下限面積の決定について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたします。

次に、次第5の報告事項に入ります。

本日の報告事項は4件でございます。まず(1)は平成26年度農業委員会予算と、熊本市農業委員会委員選挙人名簿登録者数について、事務局から一括して報告をお願いいたします。

事務局 それでは、46ページをごらんください。(1)は平成26年度予算でございます。歳入と歳出をお示ししておりますが、予算額につきましては昨年度よりも1,000万円ほど大きくなっております。理由といたしましては、今年度は人件費の予算のほうが大きくなっているところでございます。

続きまして、47ページと48ページをごらんください。こちらは農業委員会委員選挙人名簿登録者数を選挙区別、投票区別にお示ししております。これは選挙管理委員会が平成26年3月31日をもって確定した登録人員数と世帯数でございます。48ページの一番下が全体の合計の数字でございます。

報告事項の(1)と(2)については、以上でございます。

事務局 続きまして、(3)賃借料情報でございます。こちらは平成25年1月から12月までに締結されました賃貸借における賃借料の水準ということで設けております。こちらは田(水稻)の部、畑(普通畑)の部、あと畑(樹園地・リンゴ)の部ということで設けておまして、こちらのほうはそれぞれ最低額、最高額、記載しておまして、平均額も出しております。

続きまして、50ページのほうには今までの推移ということで、こちらのほうに金額の推移を載せております。

賃借料情報についての報告は以上です。

事務局 (4)の職員の任免についてご報告申し上げます。その表に書いてございますけれども、3人おまして、まずは上が南区分室の参事、それから次のもう一人のほう、主任主事、この2人については、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限処分として休職と

いうことで辞令を出しています。参事が期間は平成26年5月29日から平成26年8月31日まで、それから主任主事が期間は、すみません、これは平成26年5月29日となっておりますけれども、平成26年6月12日から平成26年7月31日までということで訂正をお願いしたいと思います。そういうことで休職の辞令を出しております。発令日は26年5月29日でございます。

それから下の主任主事でございますけれども、退職ということで、辞職を承認するという辞令を出しております。5月31日付で発令しております。

以上でございます。

議長 　　ただいま事務局より報告がありましたが、この件につきまして質問等ございませんか。

一　　同 　　なし。

議長 　　ないようでしたら、その他について本日特にございませぬ。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、当該条項、字句等の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。
よって、本総会において決議された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時24分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年6月6日

会 長 森 日出輝

署名委員 角居 登

署名委員 瀧口 幸司

書 記 田上 秀雄